

丸亀市敬老記念品事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務目的

本業務は、令和 8 年 12 月 31 日までに 80 歳以上となる高齢者（以下「80 歳以上高齢者」という。）の長寿を祝い、多年にわたり社会の発展に貢献されたことに感謝するため、80 歳以上高齢者に対して敬老記念品を贈呈する。

2 業務概要

(1) 業務名

丸亀市敬老記念品事業業務委託

(2) 業務内容

「丸亀市敬老記念品事業業務委託仕様書（別紙 1）」のとおり

(3) 履行期限

契約締結日から令和 8 年 12 月 31 日まで

(4) 提案上限額

本業務に係る費用は 23,200,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

※ 1 件あたり 2,000 円×対象人数 11,600 人＝23,200,000 円（総額）

3 参加資格

本プロポーザルへの参加資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 提案上限額（1 件あたり 2,000 円）を超えないこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

(3) 参加表明書の提出期限において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、または破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがされていないこと。

(4) 国税及び地方税に未納がないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその団体の構成員等警察当局から排除要請を受けていないこと。

(6) 参加表明書の提出期限から、受託候補者特定の日までに、丸亀市から指名停止の措置を受けていないこと。

4 プロポーザルのスケジュール

| 日 時 | 内 容 |
|--------------------|-----------------------------|
| 令和 8 年 5 月 13 日（水） | 実施手続きの開始・公表 |
| 令和 8 年 5 月 22 日（金） | 募集要項に関する質問受付期限 |
| 令和 8 年 5 月 28 日（木） | 募集要項に関する質問に対する回答・公表 |
| 令和 8 年 6 月 3 日（水） | 参加表明書の提出期限 |
| 令和 8 年 6 月 9 日（火） | 企画提案書提出要請書・ 参加資格審査結果通知発送 |
| 令和 8 年 6 月 19 日（金） | 企画提案書提出期限 |
| 令和 8 年 7 月 2 日（木） | プレゼンテーション及びヒアリング |
| 令和 8 年 7 月 6 日（月） | 選定結果通知 |
| 令和 8 年 7 月 9 日（木） | 契約締結 |

5 参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和 8 年 6 月 3 日（水）17 時まで

(2) 提出書類

次の書類を提出すること。ただし、公告日時点で令和 8 年度丸亀市指名競争入札参加資格を有している者は、イ～エの書類を不要とする。

ア 参加表明書（様式第 1 号）

イ 履歴事項全部証明書（原本で発行後 3 か月をこえないもの）

ウ 財務諸表類（直近 1 年分の貸借対照表及び損益計算書の写し）

エ 国税及び地方税に未納がないことを証する書類（完納証明書、原本で発行後 3 か月をこえないもの）

(3) 提出方法等

ア 提出部数 1 部

イ 提出場所 〒763-8501 丸亀市大手町二丁目 4 番 21 号
丸亀市健康福祉部高齢者支援課 担当：岡本、沼野

ウ 提出方法 持参又は郵送

※持参の場合は 8 時 30 分～17 時（平日のみ）

(4) 質問の受付及び回答

質問がある場合は、別紙「質問書（様式第 2 号）」を提出すること。次の方法で受け付ける。口頭による質問は、連絡先の確認等の軽微なものを除き、一切受け付けない。

- ア 提出方法 電子メールで提出すること。なお、件名は「丸亀市敬老記念品事業業務委託質問」とすること。
- イ 提出先 「12 事務局」に記載のメールアドレス宛に送信し、必ず着信を確認すること。
- ウ 質問受付期限 令和8年5月22日（金）17時まで
- エ 回答及び方法 質問に対する回答は、一括して回答書（様式第3号）としてとりまとめ、質問者全員に対し、令和8年5月28日（木）17時までに電子メールにて回答する。なお、回答書については丸亀市ホームページにも公開する。
- (URL <https://www.city.marugame.lg.jp>)

(5) 提案資格の結果通知

提出があった参加表明書及び関係書類を審査し、参加資格要件が確認できた者に対し、企画提案書提出要請書（様式第4号）により通知する。ただし、参加資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨及び理由を参加資格確認結果通知書（様式第5号）により通知する。

6 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和8年6月19日（金）17時まで

(2) 提出書類

企画提案書

- 下記の内容を含め、できるかぎり詳細なものにすること。（様式任意）
- ・会社概要（社名、設立年月日、沿革、資本金、事業内容、社員数、組織図、国際規格等の取得状況等）
 - ・業務実績（本業務と同種及び類似業務の実績。直近5年分。その業務内容が確認できる契約書等の写しを添付。）
 - ・業務履行方針
 - ・業務推進体制（業務の管理責任者を選任し記載するとともに、業務拠点、人員等の体制について記載）
 - ・提案品調達発送に係る具体的手法
 - ・本業務の具体的フロー（作業計画、作業内容、作業スケジュール等）
 - ・個人情報の取扱い（業務における個人情報の取扱いと漏えいや盗難を防ぐための対策等）
 - ・提案品に係る説明（概要、生産地、使用における注意事項等）
 - ・提案品の規格（重量、大きさ等）
 - ・提案品のデザイン図又は写真（正面、厚みや立体感がわかる角度、包装後の1枚）

- ・見積書(契約は単価契約を想定しているので、見積額は1件あたりの単価で記載。必要経費については、業務内容及び積算根拠(内訳等)がわかるように見積金額とその内訳を記載。また、法人代表印の押印、もしくは、責任者及び担当者の所属・役職・氏名、連絡先を記載。)

対象人数見込み数 11,600人

※上記は見込み数で、実際の対象人数は、基準日(令和8年8月1日)以降に確定する。

(3) 提出方法等

- ア 提出部数 7部(正本1部、副本6部)
- イ 提出場所 〒763-8501 丸亀市大手町二丁目4番21号
丸亀市健康福祉部高齢者支援課 担当:岡本、沼野
- ウ 提出方法 持参又は郵送等
※持参の場合は8時30分~17時(平日のみ)

7 受託候補者の選定方法

(1) 根拠

丸亀市プロポーザル方式取扱規程(平成28年訓令第31号)第11条の定めるところによる。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングについて

プレゼンテーション及びヒアリングについては、下記のとおり実施する。

なお、状況に応じて、書面審査に変更する場合がある。

ア 各提案者により10分間のプレゼンテーションを行った後、質疑応答を10分間程度行う。

イ 説明者は、本業務を担当する総括責任者とし、会場への入室は説明者を含め3名以内とする。

ウ プレゼンテーションは、提出した企画提案書をもとに行うこととし、新たに書き加えること等はできないものとする。ただし商品のサンプルの持参は可とする。プレゼンテーションにパソコン等の機器を使用する場合は、提案者で用意すること。(モニター及び接続ケーブルは市が準備する。)

(3) 評価基準

評価基準書(別紙2)のとおり

(4) 審査・選定方法

評価基準に基づく審査により、総合的に評価し、受託候補者の選定を行う。委員5人の持ち点の合計点250点のうち、60%である150点を選定基準点とし、合計点が150点に満たない提案者は選定しないものとする。なお、提案者が1者のみの場合であっても審査は実施する。

(5) 選定結果の通知

プロポーザル実施後、プロポーザル委員会において受託候補者を決定し、プロポーザルに参加したすべての業者に対して、結果を書面で通知する。

8 契約

(1) 契約の締結

受託候補者を決定した後、提案内容に基づいて協議を行い、両者の協議が整った場合、本業務にかかる契約を締結する。その際の契約書は市において作成する。

なお、契約を締結するときは、委託金額に見込数量を乗じた金額の 100 分 10 以上の契約保証金を納めなければならないこととする。

ただし、受託候補者が丸亀市契約規則（平成 17 年規則第 48 号）第 32 条の各号に該当する場合は、契約保証金を免除することができるものとする。

(2) 次点交渉権者との交渉

受託候補者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合、または協議が整わない場合には、次点交渉権者と本業務の契約について交渉を行う。

9 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 募集要領に違反した場合
- (4) 公正を欠いた行為があった場合
- (5) 提出された見積書の額が委託料の上限額（1 件あたり 2,000 円。消費税及び地方消費税を含む。）を超過している場合
- (6) 上記のほか、本事業の遂行に不適切と本市が判断した場合

10 その他の留意事項

- (1) 企画提案は 1 参加表明者につき 1 提案のみとする。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出にかかる経費は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 提出書類の提出後の修正又は変更は一切認めない。ただし、プロポーザル委員会から要請があったものはこの限りではない。
- (4) 提出された企画提案書は、返還しない。
- (5) 提出された企画提案書を、提案者に無断で使用することはない。
- (6) 参加申し込み後に辞退する場合は、辞退届（様式第 6 号）を提出すること。
- (7) 本件における情報公開基準は、丸亀市プロポーザル方式取扱規程に基づき、別表のとおりとし、当該情報公開基準を了解のうえ、本プロポーザルに参加すること。

1 1 参考

【令和 2 年度敬老記念品】

- ・送付件数 12,347 件（78 歳以上）
- ・送付内容 添え状、市長メッセージ、高齢者向けチラシ、敬老うちわ、骨付きじゅうじゅうタオル

【令和 3 年度敬老記念品】

- ・送付件数 11,476 件（79 歳以上）
- ・送付内容 添え状、市長メッセージ、干しめん、しょうゆ加工品（だし醤油）、のりつくだ煮、焼菓子（ゴーフレット） ※干しめんは 2 個

【令和 4 年度敬老記念品】

- ・送付件数 10,558 件（80 歳以上）
- ・送付内容 添え状、市長メッセージ、卓上カレンダー、マスク（5 枚）、ウェットティッシュ 3 個、生うどん、ゆでうどん、しょうゆ豆、干菓子（和三盆）

【令和 5 年度敬老記念品】

- ・送付件数 10,683 件（80 歳以上）
- ・送付内容 添え状、市長メッセージ、ゆでうどん、パックご飯（3 セット）、ボックスティッシュ、しょうゆ豆、一口羊かん、干菓子（和三盆）ウェットティッシュ

【令和 6 年度敬老記念品】

- ・送付件数 10,941 件（80 歳以上）
- ・送付内容 添え状、市長メッセージ、大豆しょうゆ豆、おいで米パック（2 パック）、骨付鳥味さぬき焼うどん、紅白和三盆、紀州南高梅、広島のり、箱ティッシュ、丸亀市指定ごみ袋（特小）、クリアファイル

【令和 7 年度敬老記念品】

- ・送付件数 10,874 件（80 歳以上）
- ・送付内容 添え状、市長メッセージ、しょうゆ豆、おいで米パック（2 パック）、ゆでうどん、うちわ、タオル、箱ティッシュ、ウェットティッシュ、紀州南高梅

1 2 事務局

〒763-8501

丸亀市大手町二丁目 4 番 21 号

丸亀市健康福祉部高齢者支援課 担当：岡本、沼野

TEL：0877-24-8831 FAX：0877-24-8914

メールアドレス：koreishashien-k@city.marugame.lg.jp

10 (7) 別表

| 対象文書名 | 受託候補者特定前 | 受託候補者特定後 | 契約締結後 | | |
|---------------------|----------|----------|-----------------|--------------------------|----------------|
| | | | 契約の相手方に係る情報 | 契約の相手方以外の提案者に係る情報 | 左のいずれにも該当しない情報 |
| 要領及び技術提案書提出要請書 | ○ | ○ | — | — | ○ |
| 提案者名 (参加表明者も含む。) | × | ○ | ○ | ○ | — |
| (提案書類) 技術提案書 | × | × | × (開示請求の場合△) | × | — |
| (提案書類) 見積書 | × | × | × (開示請求の場合△) | × | — |
| (提案書類) その他提出書類 | × | × | × (開示請求の場合△) | × | — |
| 採点表 (合計点数のみ) | × | × | ○ | ○ (事業者が特定できない形で公開する。) | — |
| 採点表 (評価項目ごと) | × | × | ○ | × (本人からの開示請求の場合○) | — |
| 委員名簿 | × | × | — | — | × (委員構成は○) |

(注) ○：開示 △：一部非開示情報を含む ×：非開示

※「一部非開示情報」とは、見積書における積算単価・内訳、提案書類における社員情報や配置内訳（常勤・非常勤の別）などをいう。